

増刊号

手軽に読める!

~知っておきたい相続と税金のことがよく分かる~

# 相続・贈与マガジン



## はじめに

少子高齢化社会が進む日本において、相続問題に直面する人の数は今後増える一方です。2019年12月に国税庁が発表した『平成30年分相続税の申告事績の概要』によると、2018年中に亡くなられた方(被相続人数)は約136万人(2017年は約134万人)、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約11万6千人(2017年は約11万2千人)で、課税割合は8.5%(2017年は8.3%)となっており、2017年より0.2ポイント増加しました。

突然家族が亡くなり、相続について何も知識がないと、そもそものような行動を起こすべきか迷ってしまうかと思います。

そこで今回発刊したのが、相続の基礎知識から失敗しないための相続準備についての話題までを収載した相続・贈与マガジンの増刊号です。ぜひ最後までご覧になっていただければ幸いです。

※収載されている記事は、過去に相続・贈与マガジンで掲載されたものです。  
各記事の相続税法などの法律は当時のままとなっております。

# 目次

## 相続基本講座

- 相続税の基礎知識 ..... P.4~5
- 代襲相続の基礎知識 ..... P.6
- 相続の専門家 ..... P.7
- 相続税の計算方法 ..... P.8
- 生前贈与の特例活用方法 ..... P.9

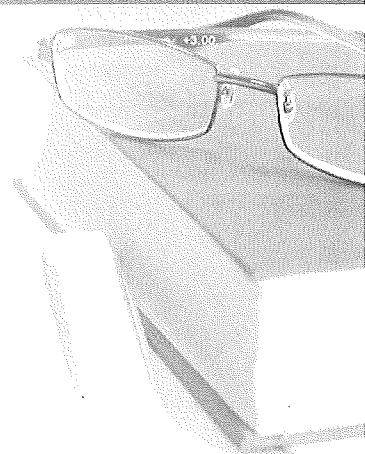
## 相続人の9割が失敗する相続準備

- 1.改製原戸籍の取得 ..... P.10~11
- 2.電子化財産の相続 ..... P.12
- 3.名義変更手続き ..... P.13

## ワンポイントコラム

- 財産を特定の人に託したいときに役立つ『民事信託』とは ..... P.14
- エンディングノートの活用 ~遺言書のたたき台として~ ..... P.15

## 相続税の 基礎知識



何かとトラブルが起こりやすい遺産相続。スムーズに行うためにもまずは相続の基本を知り、あらかじめ対策を講じておくことが重要です。

ここでは、「相続税っていくらから課税されるの?」

「どんなものが相続財産となるの?」などの疑問にお応えすべく、相続の基礎知識をお伝えします。

### 相続税はいくらから課税される?

相続税は、基礎控除額(3,000万円+法定相続人の数×600万円)を超える相続財産に対して課税されます。そのため、遺産総額が基礎控除額以下であれば、相続税を支払う必要はなく、相続税の申告義務もありません。

また、法定相続人は“配偶者”+“右記図の3グループのうち最も順位が高い1グループ”が該当します。たとえば、Aさんが亡くなり、残された家族が第1順位の配偶者と子ども2人だった場合の法定相続人は配偶者と子ども2人です。

また、子どもがおらず、両親も他界しているBさんが亡くなり、残された家族が配偶者とBさんの祖父母の場合、配偶者とBさんの祖父母が法定相続人となります。

なお、法定相続人の範囲は“被相続人の出生～死亡までの連続した戸籍謄本”で確認できます。

### 相続財産に該当するものとそうでないものとは?

遺産総額を算出するためには、どのようなものが相続財産となるのかを把握しておく必要があります。

#### <相続財産となるもの>

- 土地や建物などの不動産や不動産上の権利
- 現金や預貯金、有価証券などの金融資産
- 自動車や貴金属などの動産
- 借金や住宅ローン、未払いの税金など  
(マイナスの財産)

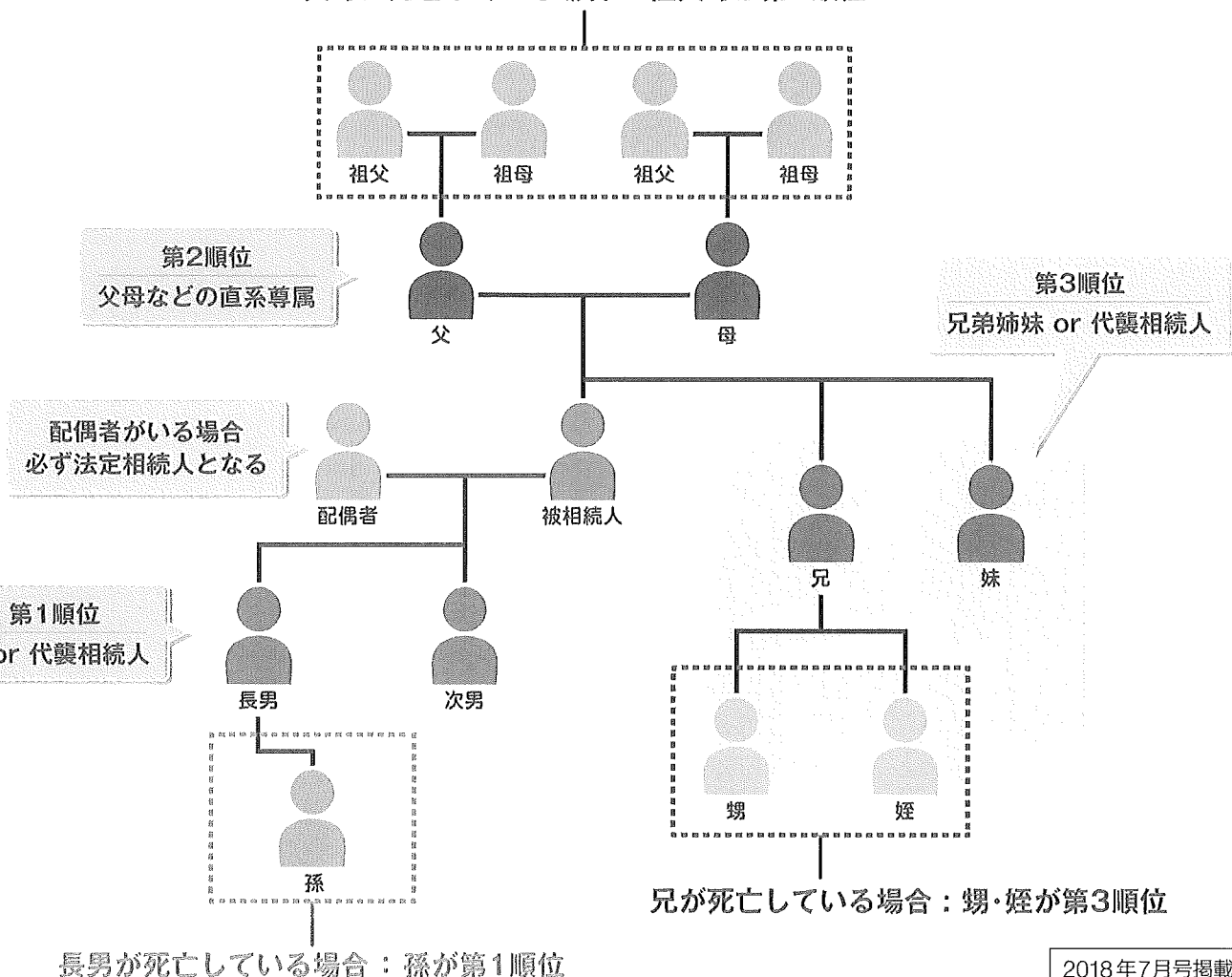
#### <相続財産にならないもの>

- 墓地や墓石、仏壇、神棚などの祭祀に関するもの
- 公益を目的とする事業に使われることが確実な財産
- 『500万円×法定相続人の数』以下の生命保険金や死亡退職金 など

相続税の課税対象や法定相続人などは、相続の基本的事項です。相続はケースごとに細かい判断が必要となりますが、基本を踏まえたうえで個別のケースを考えておきましょう。

# ◇ 相続基本講座 ◇

父母が死亡している場合：祖父母が第2順位



2018年7月号掲載



## コラム 知っておきたい! 相続に関するスケジュール

相続税の申告と納付期限は相続開始を知った日の翌日から10カ月となっており、遅れた場合はペナルティが課されることもあります。相続人は、相続放棄(相続財産をすべて放棄)、限定承認(相続財産の範囲内で負債も相続)、単純承認(すべての財産を相続)を選ぶことができ、その手続きは相続の開始を知った日から3カ月以内と定められています。また、被相続人の確定申告が必要な場合は、相続の開始を知った日から4カ月以内に行わなければなりません。相続が発生した際、まずは自身がどの状況に当てはまるのかを確認する必要があります。

2020年3月号掲載

## 代襲相続の基礎知識

被相続人が亡くなり、その配偶者・子ども・両親のいずれもが亡くなっている場合、被相続人の財産の相続人は兄弟姉妹となります。しかし、もしその兄弟姉妹も亡くなっているような場合は、誰が相続人となるのでしょうか？

### 本来の相続人がいない場合の『代襲相続』とは？

相続人が誰になるかは、民法によって以下のように決まっています。

- 配偶者
- 第一順位 子
- 第二順位 父母
- 第三順位 兄弟姉妹

配偶者と子がいる場合は配偶者と子が相続人となりますが、子がない場合は、配偶者と第二順位の父母が相続人となります。妻も子も両親もいないような場合は、第三順位の兄弟姉妹が相続人となります。

このとき注意したいのが『代襲相続』という制度です。『代襲相続』とは、本来相続人となるべき人が先に亡くなっている場合に、その人を飛び越えて下の世代が相続人となることをいいます。

第二順位の場合は、両親がいないときは祖父母と、今度は上に代襲相続されます。兄弟姉妹が相続人になる場合は、その下の世代(被相続人の甥や姪)も代襲相続人になる可能性があるわけです。

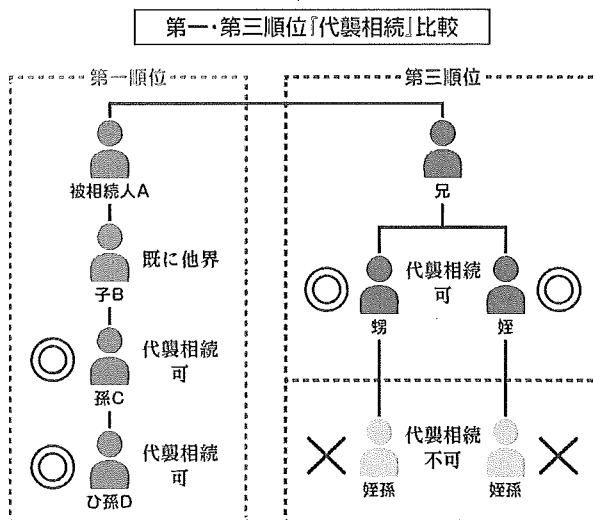
ただし、第三順位の代襲相続は、第一順位と第二順位の代襲相続とは大きな違いがあります。

### 第一・第二と第三順位の代襲相続の大きな違い

第一順位と第三順位を比較した場合、被相続人A、Aの子B、孫C、ひ孫Dがいるとします。子Bが早くに他界し、その後Aが死亡した場合は、孫であるCがAの財産を相続します。もし子Bも孫CもAより先に亡くなっている場合、ひ孫であるDがAの財産を代襲相続することになります。

このように第一順位の子の場合は、代襲相続が下の世代にどこまでも続きますが、第三順位の兄弟姉妹については、甥や姪までしか下の世代に代襲相続することはできません。この点が、第一・第二順位と第三順位の代襲相続の大きく違うところです。

代襲相続が起きると遺産分割協議が複雑化する恐れがあります。相続人となるのは誰なのか、事前に把握しておくことが大切です。



# ◇ 相続基本講座 ◇

## 相続の専門家

相続について相談できる専門家には、税理士、弁護士、司法書士、行政書士などがいますが、いざ相続が発生したときに、どの専門家に相談すればよいのかわからないという事態に陥りかねません。そこでまずは、相続税の試算を行い、相談先を決めましょう。

### 状況や内容によって異なる 各士業の専門分野

たとえば、不動産の所有権移転登記手続きは、司法書士の専門になります。そして、相続税に関する個別の相談や相続税申告などの税金に関する手続きの専門は税理士です。

また、土地の境界を確定して地積測量図を作成する専門家は、土地家屋調査士です。

遺産分割協議書の作成は、弁護士・司法書士・行政書士が行えます。

ここで選ぶポイントとなるのが、紛争性や予算です。

揉めてしまって調停や訴訟による解決が必要な場合、また、現時点では揉めていなくても紛争の火種があるという場合は、弁護士に相談するのがよいでしょう。

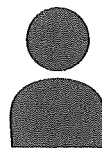
逆に、円満に話し合いが進み、争うことは考えられないという場合や、できるだけ予算を抑えたいため、ポイントだけフォローして欲しいというような場合には、行政書士や司法書士に作成を依頼するケースも多くあります。

### 相続財産の把握と 相続税額の試算を

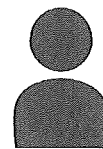
相続が発生したとき最初に押さえておきたいのは、『相続税はいくらかかるのか』です。相続税は基本的に現金で一括して納付しなければなりません。相続財産がいくらかを調査し、そこから割り出される相続税の正確な額をあらかじめ知っておけば、相続する財産をどう分けるか、どの財産を処分しておくかなどの対策が立てられます。

まずはご自身の相続財産の把握と相続税額の試算を行い、そこから状況に応じて相談先を決めていくのがよいでしょう。

#### 各士業の相続関連の主な業務



司法書士



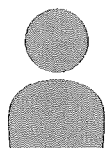
税理士



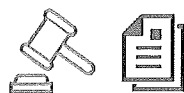
- ・不動産の所有権移転登記手続き
- ・遺産分割協議書の作成
- ・自筆証書遺言の作成アドバイス



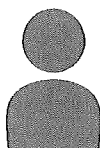
- ・相続税に関する個別相談
- ・税金に関する手続き



弁護士



- ・遺産分割協議書の作成
- ・自筆証書遺言の作成アドバイス



行政書士



- ・地積測量図の作成



土地家屋調査士

## 相続税の計算方法

相続税額の算出方法は、各人が相続などで実際に取得した財産に直接相続税の税率を乗じるというものではありません。まずは相続人全員にかかる相続税の総額を計算し、それを個別に按分していきます。

### 課税価格を計算し 相続税の総額を出す

相続税の計算方法を、五つのステップで紹介します。

#### 1. 相続財産ごとに課税価格を計算する

まずは相続財産を洗い出し、課税対象となるものと非課税のものに分け、課税対象となる財産を確定します。たとえば、生命保険金のうち『500万円×法定相続人の数』は非課税です。不動産などは、相続税評価額を算出する必要があります。債務の有無も要確認です。

#### 2. 課税価格を合計し、基礎控除額を差し引く

1で出した課税価格を合計し、債務がある場合は債務分を差し引きます。そこから基礎控除額を差し引いたものが、課税される相続財産の総額となります。計算式は『課税価格の合計額－基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人の数)』です。

#### 3. 相続税の総額を出す

2を各相続人が法定相続分通りに相続したと仮定して各相続人の取得金額を出し、それぞれ相続税を計算します。これを合計すると、相続税の総額となります。相続税の税率は、取得金額によって決められており、国税庁のホームページに『相続税の速算表』として掲載されています。たとえば取得金額が1,000万円以下であれば10%となります。

### 控除を適用し 納税額を算出する

#### 4. 実際のそれぞれの相続税額を計算する

3の相続税の総額を実際に相続する割合に応じて振り分けます。法定相続分は総財産の2分の1でも、遺言または遺産分割協議により決まった実際の相続分が4分の1である場合、相続税の総額の4分の1が、その人が支払う相続税となります。

#### 5. 控除を適用し、納税額を算出する

最後に、それぞれに応じた控除を適用し、納税額を算出します。たとえば配偶者の場合、相続財産が1億6,000万円以下、もしくは配偶者の法定相続分までであれば相続税が非課税となります。

相続税額を試算しておく、相続対策を考える際に役立ちます。間違いなく計算し、将来に備えましょう。

#### 基礎控除額の算出方法

$$\begin{array}{r} 3,000\text{万円} \\ + \\ 600\text{万円} \\ \times \\ \text{法定相続人の数} \end{array}$$



## 生前贈与の特例活用方法

生前贈与の特例を上手に活用すれば、贈与税も相続税も節税することができます。特例の一つである『暦年贈与』は、用途を問わず利用しやすく、年間110万円までの贈与なら贈与税がかからないという特徴があります。

### 暦年贈与と認められない場合もある

上手に活用すれば相続財産を減らすことができるのが『暦年贈与』です。ただし、実際に暦年贈与を使って財産を贈与していたにもかかわらず、“一つの大きな金額の贈与契約をただ単に分割して渡していただけ”と税務署に見なされてしまうと、連年贈与としてまとめて課税されることもあるため、注意が必要です。そうした事態にならないためには、“贈与契約書をその都度作成しておく”“自筆で署名、押印する”など、毎年の暦年贈与が個別の贈与契約であることを、税務署に対して明示できるようにしておくことが肝心です。

また、各暦年に関する贈与税特例を使うときも必ず税務署に申請しておかなければなりませんので、忘れないようにしてください。

### 暦年贈与と認められても課税されるケースとは？

暦年贈与と見なされても、相続税や贈与税がかかることもあります。まず、相続で財産を取得した人に相続開始前3年以内になされた贈与は、贈与を受けた人の相続税の課税価格に加算されます。また、贈与税がかからないとされる暦年課税の基礎控除額（年間110万円まで）を超えると、贈与税が課税されます。その場合の贈与税については、相続税を計算するときに控除されることになります。

贈与税には配偶者控除や住宅取得資金贈与の非課税制度などもあるため、これらを活用することで贈与税を抑えることができます。ただし、生前贈与と相続のどちらの方が節税になるのかは、個別に判断する必要があります。



# ◇ 相続人の9割が失敗する相続準備 ◇

## 1. 改製原戸籍の取得

相続を開始したとき、  
相続人を確定するために必要になるのが、  
被相続人や相続人に関する戸籍です。  
相続準備において戸籍、特に改製原戸籍の取得は  
大きなウエイトを占めます。

### 被相続人に関する 一生分の戸籍が必要

相続が開始されたときにまず必要なのが、『相続人』と『相続財産』を確定させることです。原則として、配偶者、子ども、子どもがいない場合は両親、両親もいなければ兄弟姉妹が相続人となるため、まずは被相続人が生まれてから亡くなるまでの連続した全戸籍を取得して相続人の存在を調べなければなりません。

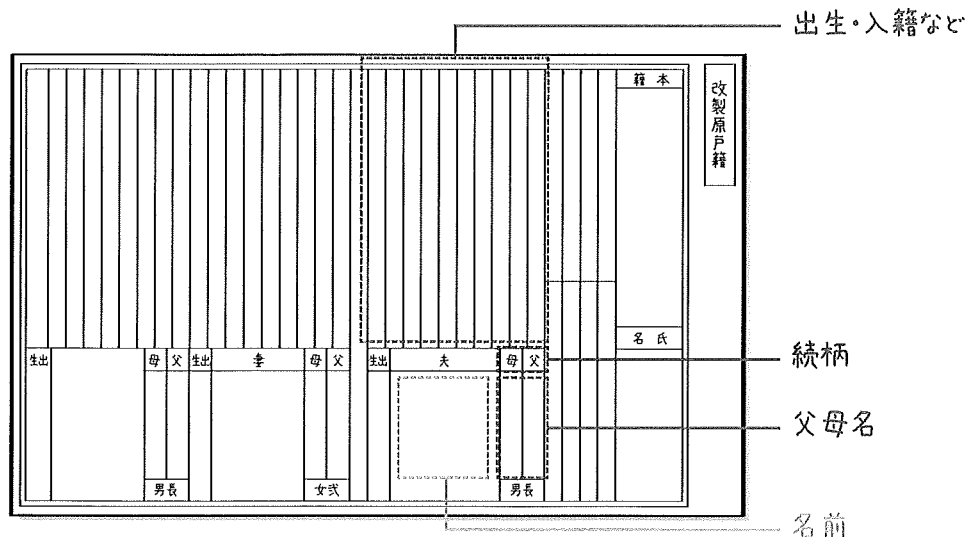
さらに、相続人に該当する子どもが被相続人よりも前に死亡している場合には、代襲相続が生じます。この場合は孫の存在を調べなければならぬため、相続人の一生分の戸籍(除籍謄本、原戸籍、戸籍謄本)も必要となってきます。

### 相続人確定のためには 『改製原戸籍』も必要

戸籍は法改正の際につくり直され、その前の古い戸籍を『改製原戸籍(または原戸籍)』と呼びます。相続人を確定する際には、被相続人や相続人の一生分の戸籍に加えて、この改製原戸籍も取得しておかなければなりません。

なぜなら、改製が行われる時点で婚姻、離婚、死亡などの理由で戸籍から抹消されていた場合、改製後の戸籍にはそれが引き継がれていないためです。改製原戸籍がなければ、婚姻や死亡などの事実確認ができない可能性があります。

では、取得に際してどのような注意点があるのでしょうか。



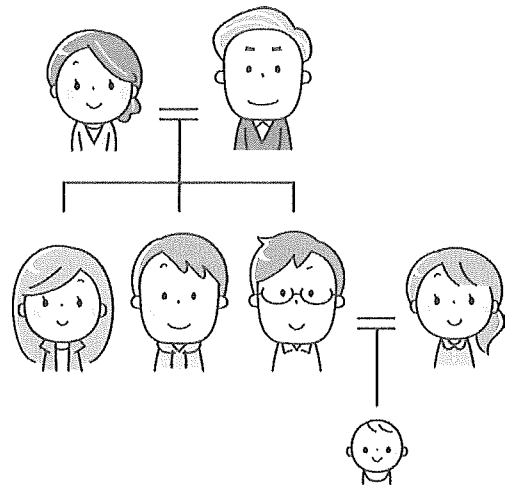
# ◇ 相続人の9割が失敗する相続準備 ◇

## 改製原戸籍の取得には 手間も時間もかかる

相続手続きに欠かせない改製原戸籍。実は、その取得にはかなりの手間や時間、費用がかかるので注意したいところです。

たとえば結婚や離婚、引っ越しなどで本籍地を移転していれば、それだけ取得する戸籍が増えることになります。相続人が多い家族や、結婚、離婚を繰り返して家族関係が複雑な家庭などでは、取得に数カ月かかることも珍しくないのです。

また、市町村の統廃合があった場合、管轄の役所を確定すること自体が大変なこともあります。相続税の納税期限は相続開始を知った日の



翌日から10カ月ですが、この改製原戸籍の取得が遅れてしまったがために相続税の申告期限に間に合わなかったというケースもあります。相続準備は早めに着手するようにしましょう。



## コラム

## 相続税にまつわるペナルティ

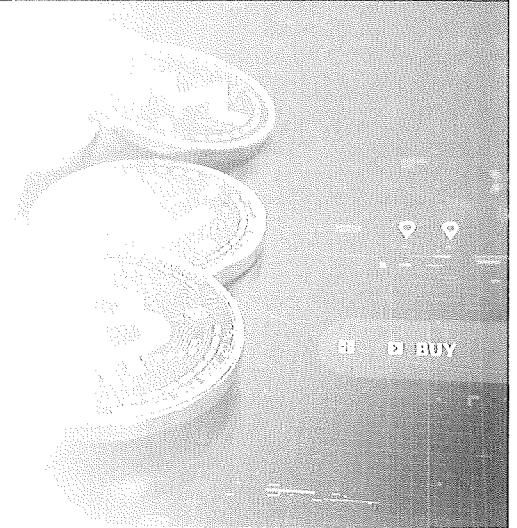
相続税の納付期限に遅れたり、申告にミスや不正があったりした場合には、次のようなペナルティが課せられるので注意しましょう。

<p><b>延滞税</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支払期限から遅れると課せられる。</li> <li>●支払期限の次の日から2カ月以内の場合は年7.3%、または、特例基準割合+1%のうち低い方の割合で計算される。2カ月を超えた場合には年14.6%、もしくは、特例基準割合+7.3%と比べて低い方の割合が適用される。</li> </ul>
<p><b>加算税</b> (税務調査後前提)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過少申告加算税は本来の相続税よりも少なく申告した際に課せられる。追加納付額×10%で算出。当初の申告した税額と50万円のうち多い方の金額を超えた分に関しては15%の割合となる。</li> <li>●無申告加算税は、追加税額のうち50万円以内の部分は15%、50万円を超える部分は20%の割合となる。</li> </ul>
<p><b>重加算税</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相続税の課税対象になっているにもかかわらず、証拠の偽造や隠蔽をした際に課せられる。</li> <li>●過少申告の場合35%、無申告の場合には40%が課税される。</li> </ul>

# ◇相続人の9割が失敗する相続準備◇

## 2.電子化財産の相続

相続人が相続できる財産は預貯金や不動産などだけでなく、インターネット取引による財産もあります。インターネット取引による財産の問題点とその対策を知っておきましょう。



### ネット証券やネットバンクの預金がある場合は？

被相続人がインターネットを介して行っている投資や預金に関しては、まず相続人がその存在を知っていれば、IDやパスワードがわからなくても、証券会社や銀行に対して相続に関する手続きを取ることができます。

問題なのは、相続人がそれらの存在を知らない場合です。誰も存在を知らない財産は金融機関に問い合わせることもできません。もしも被相続人が何らかのインターネット取引による財産を有していると思われるときには、被相続人の預金明細などを調べ、取引履歴を確認しましょう。理由のわからない取引があれば、金融機関や証券会社に問い合わせることで存在が判明することがあります。

ネットバンクに預金がある場合は一般的な銀行口座と同じく、預金が凍結され、手続きが終われば預金額が相続人に渡ります。しかしネット証券で未決済の先物取引がある場合には、買戻しや転売によって決裁した後に残高が返金になるため、市場の動向によってはほとんど資産が返ってこないこともあります。

### 仮想通貨は相続財産に含まれる？

ビットコインなどの仮想通貨が相続財産となるケースも出てきました。仮想通貨についてはまだ法整備が十分に進んでいないのが現状ですが、国税庁の通達などにより、徐々に整備されてきています。

まず、『仮想通貨が相続財産に含まれるのか』については、含まれることが明らかになりました。

次に、『どのように仮想通貨を評価するのか』という点については『活発な市場が存在する場合は仮想通貨交換業者が公表する課税時期における取引価格による評価を行う』とされ、市場が存在しない仮想通貨については、その実体を踏まえて個別に評価するとしています。

被相続人は、IDやパスワードを書き残しておくほか、遺言書にもインターネット取引による財産の存在が特定できるよう記載しておくことが重要です。まだ遺言書の準備をしていないという場合でも、家族などには電子化財産の存在を伝えておきましょう。

# ◇ 相続人の9割が失敗する相続準備 ◇

## 3. 名義変更 手続き

相続時に相続人がすべきことの一つが、被相続人の財産を相続人に名義変更する作業です。名義変更が必要なのは不動産登記のほか、預貯金や株式、会員権など多岐に渡ります。

登記  
済  
権

### 財産ごとに手順が異なり 手続きが煩雑

相続が始まると、被相続人が生前所有していた財産は相続人に引き継がれます。それらを相続人がそのまま使い続ける場合は、所有者が変わるため、名義変更が必要になります。

この名義変更が必要な財産は、非常に多岐に渡ります。まずは、被相続人宛ての郵便物や通帳の取引履歴などを調べて相続財産を確定するとともに、名義変更が必要な財産をすべて洗い出さなくてはなりません。

この名義変更手続きには、多くの相続人が苦勞しています。それは、名義変更が必要な財産の数が多いうえ、手順や必要となる書類、手続き先、期間などがそれぞれ異なるからです。

たとえば不動産の所有権移転登記では、被相続人の生まれてから死ぬまでの戸籍謄本や相続人全員の最新の戸籍謄本、遺言書または遺産分割協議書が必要となります。

遺産分割協議書を添付する場合には、さらに相続人全員の印鑑証明書も添付しなければなりません。

遺言書がなければ、遺産分割協議をしてから名義変更の手続きとなりますが、遺産分割協議がまとまるのにも一定の時間がかかってしまうのです。

### 先延ばしになりがちな 不動産の名義変更

相続税の納税期限は10カ月となっていますが、名義変更自体は10カ月を超えてから行ったとしても罰則などはありません。そのため、特に不動産などは、亡くなった被相続人名義のままにしているだけでなく、なかには数代に渡って名義変更をしていないケースもあります。しかし、名義変更をせずに放置して時間が経つと、のちにさらに相続手続きが必要となったとき、相続人を全員割り出す作業が困難になったり、遺産分割協議を遑って行わなければならないとなったりと、名義変更までの手続きはさらに煩雑になってしまいます。

名義変更は、遺産分割が定まったら、できる限り早く取りかかりましょう。

名義変更が必要な財産例

<input checked="" type="checkbox"/>	不動産
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車
<input checked="" type="checkbox"/>	銀行口座
<input checked="" type="checkbox"/>	証券口座
<input type="checkbox"/>	など

# 財産を特定の人に託したいときに役立つ 『民事信託』とは

先祖代々受け継いできた土地や建物は、配偶者側の親族ではなく自分の親族に引き継いでほしいと考える人も多いものです。しかし、相続の状況によっては自分の親族に引き継げずに、配偶者側の親族に渡ってしまうことがあります。そこで、自分が指定した人に財産を遺したいとき、相続と共に活用したいのが『民事信託』です。

## 財産を守るのに活用したい 民事信託

先祖代々受け継いできた土地や建物であるとはいえ、自分が死亡した後で配偶者が住む場所に困ることがないように、自宅不動産は配偶者に遺してあげたいと思うものです。

しかし、夫婦間に子どもがいない状態で、相続によって配偶者に土地や建物の所有権が移ってしまうと、配偶者が死亡した後は配偶者側の親族が相続人となる場合があります。

すると、土地や建物は自分の家系を離れ、配偶者の親族のものになってしまいます。

たとえ配偶者との間に子どもがいたとしても、その子どもの代で同じことが起きてしまう可能性があります。

ここで役に立つのが財産を特定の人に託す制度『民事信託』です。『民事信託』では、財産の管理を託したい人を委託者、財産の管理を託される人を受託者、財産から生じる利益を得る人を受益者といいます。たとえば、「自分に何かあったときに、妻が自宅に住み続けられるようにしたい。ただ、自宅の管理は弟に任せたい」というときには、委託者は夫、受託者は弟、(第一)受益者は妻とします。

さらに、受益者は連続して指定することができます。そのため、たとえば「妻が亡くなったら自宅は弟に使ってもらいたい」と伝えて、第二次受益者に弟を指名することも可能です。

なお、受託者と受益者の兼任の問題や、不動産取得税がかかる形、かからない形など、相続税の対象となる場合、民事信託の組み方は複雑ですので、専門家への事前の相談が必要となります。

## 『民事信託』と遺言書は 併用しよう

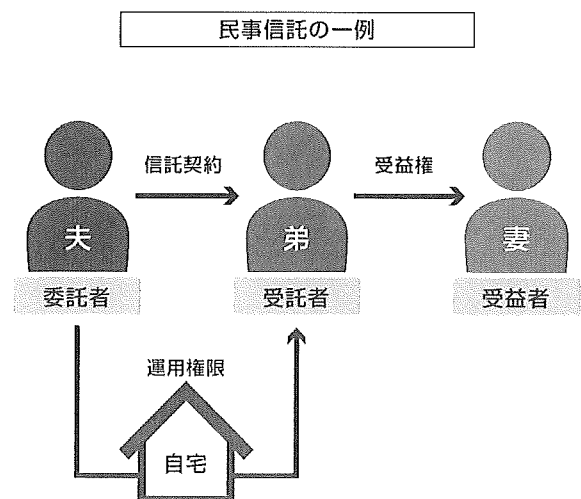
では、民事信託さえしていれば遺言書は必要ないかという、そんなことはありません。

民事信託では今ある財産について、誰に託すか、利益は誰が得るかなどを決めることができますが、信託契約を交わした後に生じた財産など、信託契約にない財産については対象外となります。

一方、遺言書では自分が亡くなる時に存在するすべての財産について行き先を決めることができます。

信託契約していない財産は遺言書で誰が相続するかを決めるなど、信託と遺言書との併用も考えましょう。

工夫次第で便利に使える民事信託。わかりにくいところもありますが、納得のいく財産管理のために、ぜひ活用していただきたい制度です。



# エンディングノートの活用

～遺言書のたたき台として～

近年、終活の一つとして『エンディングノート』をつけることが流行っています。エンディングノートは遺言書の代わりとして使うことはできませんが、遺言書のたたき台など、いろいろな用途で活用できます。ただし、遺言書も用意している場合、双方の矛盾がないように定期的な見直しをしておくことが肝心です。

## エンディングノートには何を書く？

自分が亡くなった後のことを、さまざまに想定して書き遺しておけるエンディングノート。自筆の遺言書は、自分で管理していた場合、裁判所の検認（遺言書の存在および内容を確認する手続き）が必要ですが、エンディングノートは誰の許可もなく開封できる手軽さがあります。

また、遺言書は形式が細かく決まっていますが、エンディングノートは自由です。ただし、遺言書の代わりにはなりません。

エンディングノートは書店でも売られており、インターネットでダウンロードすることもできます。

書いてみることで、今自分にどれくらいの財産があるのか、相続人には誰がいるのかといったことを整理しながらじっくり考えることができ、遺言書を準備する前のたたき台とすることができます。

エンディングノートに書いておくと役立つことには、たとえば、以下のような項目があげられます。

- 自身の基本的な情報
- 家族や親族の一覧表、重要な連絡先
- 相続に関すること
- 資産について
- 電子財産について
- 持病やかかりつけの病院について
- 自身の葬儀について

## 遺言書との内容が矛盾していないか注意

このほかにも、たとえばペットがいる場合などは、世話の方法やかかりつけの病院など、自分がなくなった後も幸せに暮らせるよう、できる限りの情報を残しておけます。

また、価値の高い財産は遺言書に記す必要がありますが、『趣味で描いていた絵』『思い出のアルバム』などについても、エンディングノートで譲渡先を指定しておけば、遺された人も困らずに済みます。

さらに、自分の訃報を知らせて欲しい人や、お世話になった人のリストなどもつくっておくと安心です。

なかなか「遺言書を書こう」という気にはなれなくても、エンディングノートなら気軽に取りかかれるのではないのでしょうか。

遺言書がある場合、エンディングノートを書き進めるうちに、遺言書と内容が矛盾してくる可能性も出てきます。その場合は、本人の意向にかかわらず、遺言書の方が優先されてしまいます。どちらも定期的に見直して、内容を更新しておきましょう。

“これからの人生のため”という前向きな意味で、エンディングノートを活用してみたいかがでしょうか。



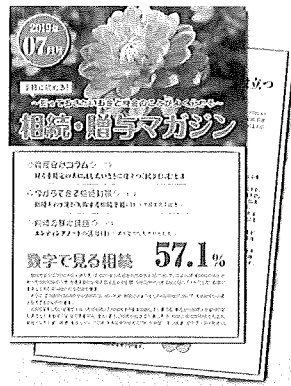
※終活ノート(エンディングノート)の一例です。

# 『相続・贈与マガジン』は毎月発行!

知っておきたい相続と税金のことがよく分かる『相続・贈与マガジン』は、毎月弊所よりメールマガジンにて配信しております。相続に関する数字の紹介や相続対策の紹介など、最新の法改正の内容を反映させた記事を提供いたします。



2019年 6月号



2019年 7月号



2019年 8月号



2019年 9月号



2019年 10月号



2019年 11月号



2019年 12月号



2020年 1月号

ご希望の方は、下記問い合わせ先よりご連絡ください。  
メールマガジンにて毎月お届けいたします。

